

「第2期会津若松市空家等対策計画（素案）に関する意見書」

募集方法及び結果は下記のとおりです。

- 1 募集期間 令和3年2月15日（月）～令和3年3月17日（水）
- 2 提出人数 4人
- 3 意見件数 8件
- 4 提出方法 FAX（3人）、郵送（1人）
- 5 意見の要旨と市の考え方 ※趣旨を損なわない程度に要約しています。

No.	意見の内容	市の考え方
1	○空家の利活用対策について 空家を移住希望者の体験用住宅として活用。 →比較的長期に住居（空家）に住んでもらい、地域のイメージを持ってもらう。	本市においては、これまで定住・二地域居住担当部局において、移住希望者向けの体験住宅を運用してきており、多くの方にご利用いただいたところでありますが、令和2年度をもって終了しております。今後におきましては、新型コロナウイルス等の感染拡大等にかかる新たな生活様式等に伴い、首都圏企業等やその従業員等のニーズを捉えた空家の利活用等にかかる情報提供等を行ってまいります。 また、県においては、新たに県内への移住・定住を希望する若者等を対象に、県営住宅の空き住戸を一定期間、貸与する事業を実施しており、本市の県営住宅（2箇所）も対象施設となっております。 引き続き、移住・定住希望者に対しては、県との連携のもと、こうした支援制度の周知に努めていきます。
2	○空家の利活用対策について 市営住宅の代わりにする。 →自治体が空家や集合住宅の空き部屋を市営住宅の代わりにする。	本市におきましては、市営住宅に入居可能な空室があり、新たな空家等や、民間の集合住宅等の空き部屋等の確保が必要な状況にはないことから、現状において実施予定はありません。
3	○本市の空き家バンクへの登録物件に市街化区域に点在する物件も含まれるようになり、公益社団法人 福島県宅地建物取引業協会のHPハトマークサイトとの連携強化が推進される。	新たに市街化区域内の物件が登録された場合、本市への定住・二地域居住希望者が有する幅広いニーズに対応した情報提供を図る必要性が高いことから、民間不動産事業者との連携が一層必要とされるものと考えています。
4	○所有者不明物件への対応が急がれると思われる。	所有者不明物件への対応については、本計画における新たな課題として引き続き設定しており、その解決手法としては、財産管理人制度の活用や、略式代執行の実施等が考えられますことから、引き続き、検討していきます。

5	<p>○P5～6の分布図において見やすくするために凡例AとB、CとDの形を変えてはどうか。</p>	<p>視覚的に見やすくなるよう、改善・工夫を行いたいと考えております。</p>
6	<p>○P19 計画目標値が基準値よりも低いので、現状よりも状況が悪化するような印象を与えることから、「空家件数が増加する見込みであり、基準値割合の維持を目標とする」として、基準値をやや上回る値にしてはどうか。</p>	<p>成果指標については、今回の第2期計画から新たに導入を予定しており、その目標値の設定等については、様々な考え方があることは承知しております。今後、この計画に基づき、施策を推進するにあたり、指標の設定やが適切かつ有効であるかを検証してまいります。</p>
7	<p>○空家判定基準のA物件について、可能であれば所有者の承諾を得て、リフォームをして賃貸したらいいのではないか。</p>	<p>空家の賃貸等については、民間の不動産市場等において取引されており、今後、空家の所有者に対する適正管理の助言・指導を行う際に、不動産市場の活用を検討していただくなど、利用可能な空家の利活用を促してまいります。</p> <p>また、福島県宅地建物取引業協会等との連携により、空家の所有者と民間の不動産事業者とのマッチングを推進していきます。</p>
8	<p>○現在、新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴い、首都圏の企業においては、サラリーマンのテレワーク勤務を積極的に導入する動きがある。また、本市においては、現在、スーパーシティ構想やICT企業のオフィス誘致などを推進してきており、こうした動きを捉えるため空家を活用し、地方創生や人口増加につながるような行動を起こさなければならぬのではないか。</p>	<p>本計画においては、新たな施策として「民間活力等を活かした流通促進の仕組みづくりに向けた研究・検討」（P26参照）を導入しており、具体的には、首都圏企業等のサテライトオフィス機能の誘致や、その従業員が本市において生活する際の拠点となるような利活用可能な空家の情報提供などを行ってまいります。</p>